限定承認公告

本籍北海道釧路市寿二丁目一番、最後の住所北海道釧路市仲浜町三番二四号ミナトハイツ二階　被相続人　亡　石田　政秋

右被相続人は平成二十四年八月五日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十九日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二日

北海道釧路市柏木町五―三五青木総合法律事務所　限定承認者石田康幸

代理人弁護士　青木　一志

限定承認公告

本籍宮城県登米市東和町錦織字川端二四番地、最後の住所宮城県登米市東和町錦織字八ヶ森七九番地八四

被相続人　亡　田村　福壽

右被相続人は平成二十四年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十五年六月四日仙台家庭裁判所登米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二日

宮城県登米市東和町錦織字八ヶ森七九番地八四　相続財産管理人　田村きよえ

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市上坂部二丁目五一〇番地、最後の住所大阪府寝屋川市三井が丘一丁目一三番一号　被相続人　亡　上村三次郎

右被相続人は平成二十五年四月十日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二日

大阪府河内長野市清見台三―八―二二　相続財産管理人　上村　謙司

限定承認公告

本籍広島県福山市南手城町四丁目一〇七九番地三、最後の住所広島県福山市草戸町二丁目九番一八―八〇四号　被相続人　亡　内田　恭惠

右被相続人は平成二十四年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十五年六月二十一日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二日

広島県福山市蔵王町一六一番地一四五　限定承認者　内田　一郎

限定承認公告

本籍三重県松阪市中林町五一八番七、最後の住所三重県松阪市中林町五一八番七　被相続人　亡　田中　寛隆

右被相続人は平成二十四年十一月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年六月二十八日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二日

福岡県朝倉市佐田二六六八番地　限定承認者　熊谷　繁

事業譲渡公告

平成二十五年六月十八日開催の甲の理事会及び平成二十五年六月二十六日開催の乙の臨時総会において乙は信用事業全部を譲り渡すことを決議し甲も譲受けを承諾しましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

三重県松阪市京町五〇八―一　一〇一ビル四F　右代理人弁護士　寺井　渉

平成二十五年七月二日

宮崎県宮崎市港二丁目六番地　（甲）宮崎県信用漁業協同組合連合会　代表理事会長　溝口　吉治

宮崎県東臼杵郡門川町庵川西六丁目一八八番地　（乙）庵川漁業協同組合　代表理事組合長　岩田　一廣

訂正公告

平成二十五年六月二十日（号外第一三〇号）掲載の決算公告（枠組）中、「第5期決算公告」とあるは「第1期決算公告」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年七月二日

東京都新宿区新宿六丁目二八番一号　日清食品ビジネスサポートプラス株式会社　代表取締役社長　四谷　道雄

訂正公告

平成二十五年六月十七日（号外第一二六号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告並びに第7期決算公告（枠組）中、流動資産「295,946」とあるは「47,197」の誤り、固定資産「69,910」とあるは「5,506」の誤り、流動負債「284,842」とあるは「142,251」の誤り、固定負債「151,444」とあるは「107,605」の誤り、株主資本「△70,429」とあるは「△197,152」の誤り、利益剰余金「△180,429」とあるは「△307,152」の誤り、（うち当期純利益）「126,722」とあるは「△29,295」の誤り、各部の合計「365,857」とあるは「52,704」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

なお、この資本金及び準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月二日

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目一番地　株式会社ＢＩＪ　代表取締役　木地　貴雄

訂正公告

平成二十五年六月二十四日（号外第一三三号）掲載の株式会社大和カードサービスに係る第二十一期決算公告（枠組）中、住所「東京都江東区東洋二丁目３番２号」とあるは「東京都江東区東陽二丁目３番２号」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年七月二日

扱　店

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年五月二十八日目次欄中（原稿誤り）				
一一一			一〇地方税法第百四十四条の三十八	地方税法第百四十四条の三十八
平成二十五年三月一日（号外第四十号）経済産業省告示第三十七号（プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）（原稿誤り）				
二四	上	一	1週間	プリンターの1週間
〃	〃	一～二	週間5日の稼働を前提とし1週間当たりの消費電力量（単位ワット時毎週）を表し、1週間に複合機が1日当たりの	プリンターが1週間に1週間当たりの
〃	〃	八	プリンターの1日当たりの	プリンターの1日当たりの
〃	〃	九	切り替え	切り替え時
〃	〃	一二	印刷	印刷時
〃	〃	終りから一〇	単位　回数	単位　回
〃	〃	一三	スリープ	スリープ時
〃	〃	一一	スリープ時	1時間当たりのスリープ時
〃	〃	一二	スリープ時	モノクローム
〃	下	一三	モノクロ	固定幅
〃	〃	終りから一九	一五固定値	プリンター
二六	〃	一六	複合機	プリンター
二四	〃	二〇	印刷機能のある複合機	プリンター
〃	〃	二一	二四ページ下段別表一中試験開始時の機器の状態欄「オフ」は「オフ時」の誤り。	二四ページ下段別表一中試験開始時の機器の状態欄及び試験中の機器の状態欄「オフ」は「オフ時」の誤り。
二五	上	一八	別表3	別表2
〃	〃	一九	スリープ	スリープ時
〃	〃	二〇～二一	スリープモードに入ったことを計測器又は	スリープ時に移行したことを計測器又は
〃	〃	終りから一二	低電力モード	スリープ時

備考5　機器に複数のスリープ機能が装備されている場合は、最終スリープ時へ切り替え時間に含まれるが、スリープ時への切り替え時間にスリープ時は含まれない。

二五ページ上段終りから一一行目から九行目は次のとおりの誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二日付第一四二号九六　ページ●同日付政府調達第一二二号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）